

【第7回】非常時における事業者間ローミング等に関する検討会

【緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式】の
実現に向けた検討結果報告

TCA

NTT
docomo
au

SoftBank

Rakuten Mobile

沖縄セルラー
OKINAWA CELLULAR

2023/3/30

緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の実現性検討について

【非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 第1次報告書】にて、今後の継続課題とされた緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式について、各事業者と共にその実現性を検討しました。

■非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 第1次報告書 抜粋

4-1 緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式

- コアネットワークの**利用者認証・位置登録データベースに障害が発生した場合、フルローミング方式によるローミングは実施困難**となる。しかし、緊急通報機関からの呼び返しや一般の通信は提供できないものの、米国・フィンランドで導入されているように、携帯端末からの緊急通報機関に対する「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式を実現できる可能性がある。
- このようなローミング方式は、呼び返しを実現できず、かつ、緊急通報機関に対するいたずら等が発生するおそれは否定できないものの、**コアネットワークの障害発生部位によっては、この方法が利用者にとっての唯一の携帯端末からの緊急通報の発信機会となる**場合があり得る。
- このため、①コアネットワークに障害が発生し、利用者認証及び緊急通報機関からの呼び返しができない場合の「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式の導入、②緊急通報機関に対するいたずら防止策の実現可能性、③国際標準の準拠の在り方等を含め、このようなローミング方式の導入の在り方について、**本検討会において引き続き検討を進める。**

緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の実現性検討について

現時点での検討結果として、緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式では、**以下の制約条件の下
新たな開発が伴いますが、対応可能と考えます。**

■ 導入に向けた制約条件等

➤ 本方式では、電話番号通知ができない場合の代替手段として緊急通報受理機関へのIMSI番号通知を考えております。当該機能を利用する場合、今回の確認範囲が【事業者設備区間】のみであるため以下3点の対応が必要となります。

- ① 緊急通報受理機関様の受信卓等の設備にてIMSI番号にご対応いただけること。
- ② 緊急通報受理機関様にて折り返し電話ができない等のIMSI番号での運用にご対応いただけること。
- ③ NTT東日本/西日本様にて電話番号の代わりにIMSI番号を通知する仕様にご対応いただけること。

➤ 法令/省令等への抵触が懸念される点があるため、緊急時であることによる免責等、事業者に責任が生じない条件が必要となります。

次ページ以降にて、実装可能な詳細仕様について御説明いたします。

なお今後の作業班での詳細検討や検証結果によっては実現不可となる可能性がございます点をご容赦下さい。

緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の技術仕様

		フルローミング方式	緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式 ※通常の認証ができない場合	
		実現可否	実現可否	補足
①	ローミング提供対象となるユーザ	救済申し入れを行った、国内MNOや国内MVNOユーザ		—
②	SIM無し端末からの発信	不可	不可	SIM有りの場合のみ許容。
③	緊急通報受理機関への番号通知	電話番号を通知	IMSI番号を通知	今後、販売される新規端末に対し、IMSI番号送信機能の実装が必要。
④	緊急通報受理機関の呼び返し	可	不可	電話番号が不明であるため折り返し不可。
⑤	緊急通報受理機関への位置情報通知 (基地局測位情報)	可	可	IMSI番号と紐付けて位置情報を送信する。
⑥	緊急通報受理機関への位置情報通知 (GPS情報)	不可	不可	GPS位置測位に関しては、複数の標準方式があり、各社端末とNWの実装が異なる状況。 ローミング時は在圏網とローミング端末の仕様を、統一させる必要があることから実装困難。

緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の技術仕様（続き）

		フルローミング方式	緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式 ※通常の認証ができない場合	
		実現可否	実現可否	補足
⑦	番号等の強制取得	電話番号の取得可	IMSI番号の取得可	—
⑧	いたずら防止対策	ユーザ認証および電話番号を通知	指令台へのIMSI番号通知	—

緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の対象端末について

■ 新規端末に於ける、緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の機能実装について

事業者ブランドの新規端末に対して、緊急通報発信のみ自体（Emergency Attach対応）の機能実装は目安として仕様確定から1～2年後に発売する端末に対して適用可能と考えます。

また海外ブランド端末やSIMフリー端末等については事業者から実装指示ができないケースもあるため両機能の実装を必須とすることは難しいと考えます。

このため、緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式の導入に際して、利用可能な端末に差分がある状況は、望ましくないため、例えば、【端末設備等規則】の改正により試験方法の技術的条件に追加することによってEmergency Attachへの対応やIMSI番号送信機能について実装の義務化を図るなど、相互接続性・相互運用性の確保のため、端末設備等規則や事業用電気通信設備規則において制度面での対応をいただくことを提案します。

TCA

一般社団法人 電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association